

瀬戸町図書館エレベーター保守点検業務委託 仕様書

1 エレベーター設備概要

種類 小規模建物用小型エレベーター
台数 1台
機種 【メーカー】三菱日立ホームエレベーター VFFS 【用途】乗用
【荷重】200kg 【速度】20m/分 【定員】3名
【停止階数】2 【設置時期】平成14年3月
場所 岡山市立瀬戸町図書館（岡山市東区瀬戸町下188番地2）

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 点検等

受託者は、エレベーター設備を正常かつ良好な運転状態に保つよう、定期的（3か月に1回）に技術員を派遣し、次の各号に基づいて点検・手入れ保全作業（給油・調整・清掃等）を実施し、点検報告書として報告すること。

（1）次の部品等については受託者が負担すること。

点検用オイル（駆動機ギヤオイルは別途）、グリス類、ウエス、
サンドペーパー、ビス・ナット、ワッシャー、ドアシュー

（2）受託者は昇降機の附属装置に対しても調整を行うこと。

4 定期検査

受託者は、建築基準法第12条に規定された法定検査に準ずる内容で、エレベーター設備の総合的な定期検査を、昇降機検査資格者を派遣して定期的（1年に1回）に行い、定期検査報告書として報告すること。

5 修理又は取替

3（1）以外のエレベーター設備の修理又は取替が必要な場合には、随時別途見積りとし、速やかに受託者が見積りを提出すること。

6 異常監視

受託者は、次の項目に対する異常通報を24時間監視すること。

（1）閉じ込め故障 （2）使用不能故障（運行に支障がある状態） （3）着床不良

（4）戸開閉不良 （5）制御盤停電 （6）監視装置（MOP盤）停電

（7）制御関連機器温度異常

エレベーター設備に異常が発生し監視装置から受託者の情報センターに異常通報がなされた場合は、受託者において適切な処置を取り、必要に応じ、委託者に報告を行うこと。

7 業務の履行時間

エレベーター設備が故障の場合は、受託者の就業時間（受託者の通常勤務日の通常就業時間）外においても委託者の要求により速やかに技術員を派遣し、作業対応を行うこと。

8 供給機器・部品等

故障等で必要となった場合に供給する機器・構成部品等は、当該昇降機製造会社が指定又は推奨するものとする。

9 その他

この仕様書に定めがない事項については、双方協議して定めるものとする。